

保育士修学資金支援制度のしおり

【養成施設在学学生募集用】

（申請受付期間：令和7年9月24日（水）～10月31日（金））

- この制度は、保育士資格の取得を目指す優秀な学生を経済的に支援するため、国、県の財政支援により制度化されたものです。
- 保育士養成施設を卒業後、保育士として県内の保育所等で一定年数勤務することによって、修学資金の返還が免除されます。
- ただし、返還の免除条件を満たさない場合は貸付を受けた修学資金を返還することになりますので、ご注意ください。

令和7年9月
鳥取県社会福祉協議会

1 目的

この修学資金は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）において保育士の資格取得に必要な教育を受け、将来、県内の保育所等において保育士として働く意思のある優秀な学生に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸付け、修学を支援するとともに、県内の保育士等の確保を図ることを目的としています。

2 制度の概要

(1) 貸付対象者・貸付内容

対象者	次の要件を全て満たし、かつ卒業後、鳥取県内の保育所等において保育士として業務に従事しようとする方が対象になります。 ① 申請日時点において、養成施設に在学する者 （県外の養成施設の場合、県内高校等を卒業した者） ② 養成施設から、修学資金の貸付を受ける者として適格であるとして推薦されること。 ③ 学業優秀であること。 ④ 生計維持者の所得の状況が、日本学生支援機構貸与奨学金（第二種）の家計基準上限以下（※）であること。 ⑤ 鳥取県及び他自治体等から類似の修学資金等の貸与を受けていない者であること。
貸付額	○修学資金 月額上限 5 万円×在学年数 （1 年 12 ヶ月、最大貸付月数 24 か月） ○就職準備金 上限 20 万円 ※特待制度等や高等教育の修学支援新制度を併用する場合、 減免額を除いた自己負担額を貸付上限とします。 ※就職準備金は最終学年後期に送金します。 (2 年制の場合：2 年生後期 4 年制の場合：4 年生後期)
利息	無利子
貸付期間	養成施設に在学する期間（最大 2 年間）

※ 日本学生支援機構ホームページ「進学資金シミュレーター」を参考にしてください。なお、所得・課税の状況は、証明できる直近の情報により判断します。

(2) 貸付決定から送金までの流れ

- ① 10月31日（金）までに鳥取県社会福祉協議会宛てに貸付申請書及び添付書類を提出してください。（当日消印有効）
- ② 申請書類を審査し、適当と認められた方には貸付の決定を通知します。
- ③ 貸付決定通知を受領の翌日から 10 営業日以内に借用証書を提出してください。
- ④ 借用証書の提出を確認後、修学資金を送金します。以降は、在学証明書等の提出を確認した後、半期毎に送金します。（就職準備金は最終学年後期に上乘せ）
- ⑤ 「高等教育の修学支援新制度」を併用する場合、在学先から送付される(1)「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」の写し及び本会指定の様式(2)「高等教育の修学支援新制度の認定状況報告書（様式第 33 号）」の 2 点を提出してください。補足資料がある場合は、補足資料も提出してください。

(3) 連帯保証人

日本国内に居住する成人 1 名必要です。別世帯の方でも可能です。

連帯保証人には、修学資金の貸付を受けた方が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、状況を把握して頂くとともに、修学資金の貸付を受けた方の返還が滞った場合には連帯して貸付金を返還する義務があります。

(4) 他の貸付事業との併用について

併用可能	併用不可
日本学生支援機構の給付型奨学金	他県が実施する保育土修学資金 母子父子寡婦福祉資金における修学資金
日本学生支援機構の貸与型奨学金	生活福祉資金における教育支援資金
鳥取県育英会奨学金	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
日本政策金融公庫等その他の教育ローン	職業訓練（雇用保険法）
教育訓練給付制度（雇用保険法）	その他国費を財源とし、本資金と用途が同じもの

高等教育の修学支援新制度との併用について

高等教育の修学支援制度	①修学資金	②入学準備金	③就職準備金
授業料等減免	減免後の自己負担額の範囲内で併用可能*	減免後の自己負担額の範囲内で併用可能	併用可能
給付型奨学金	併用可能	併用可能	併用可能

*高等教育の修学支援新制度を併用する場合、減免額を確認し、自己負担額を上限に送金します。減免認定状況の変更等により送金額が当該期間の自己負担額を上回った場合、次回以降の送金の減額により調整します。最後の送金が終了した時点で送金額が自己負担額を上回っていた場合は、超過分を返還していただきます。なお、超過分は返還免除の対象となりません。

(5) 送金を受けるための手続き

送金を受けるには、半期ごとに「在学証明書（様式第34号）」を提出する必要があります。（前期分は4月末、後期分は10月末までに提出）

高等教育の修学支援新制度を併用する場合は、併せて上記「(2) 貸付申請から送金までの流れ⑤」に記載の提出書類(1)(2)の提出が半期ごとに必要です。

上記の書類を提出いただき、内容を確認した後に送金します。

(6) 貸付の終了

貸付期間が終了したとき、貸付を解除したときは、借受人に対して最終の貸付金額を通知します。

(7) 貸付の解除打切り及び休止

修学生が次の事由に該当することとなったときは、修学生の貸付は解除、又は休止します。

【貸付を解除する場合】

- (1) 養成施設を退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 死亡したとき
- (4) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められたとき

【貸付を休止する場合】

貸付対象者が休学し、又は停学の処分を受けたとき

(8) 修学資金貸付の返還

借受人が次の事由に該当することとなったときは、修学資金を鳥取県社会福祉協議会に返還しなければなりません。（期日までに返還できない場合は延滞金が発生します。）

【返還が必要な場合】

- ① 貸付を解除されたとき
- ② 県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき
- ③ 県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ⑤ 養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき

(9) 返還債務の履行猶予

借受人が次の事由に該当することとなったときは、返還債務の履行猶予を受けることができます。

【返還が猶予される場合】

- ① 貸付を解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 養成施設卒業後１年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しているとき
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（育児休業等）があるとき

3 返還債務の免除

次の事由のいずれかに該当する場合、返還免除申請書（様式第７号）及び在職証明書（様式第２７号）を提出し、適当と認められた場合のみ返還が免除されます。

免除の条件	免除の範囲
① 養成施設を卒業した日から１年以内に保育士の登録を受け、 <u>県内の保育所等（※１）で３年以上（※２、３）保育士として児童の保護等に引き続き従事した（※４）とき。</u> ※１ 対象施設は【免除対象となる勤務先】をご確認ください。 ※２ 本人の意思によらず県外の事業所に異動となった場合は扱いが異なりますのでご相談ください。 ※３ 本制度上原則５年以上ですが、現時点、鳥取県は全市町村が過疎地域、離島及び中山間地域等に該当するため、３年以上が免状要件です。 ※４ 産前産後休業、育児休業等は、引き続き従事したものとみなしますが、従事期間には含めません。	債務の全部
② 上記①に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。	債務の全部
③ 上記②に該当する場合を除き、死亡し、又は障害により修学資金を返還することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

返還債務の免除対象となる勤務先に該当する施設は、以下のとおりです。

【免除対象となる勤務先】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援センター（児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設）
	第6条の2の2第4項	放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設）
	第7条に規定	助産施設
		乳児院
		母子生活支援施設
		保育所（認可保育所）
		幼保連携型認定こども園
		児童厚生施設
		児童養護施設
		障害児入所施設
		児童発達支援センター
		児童心理治療施設
		児童自立支援施設
		児童家庭支援センター、里親支援センター
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	第18条の6	指定保育士養成施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするもので、法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右に示すもの	ア）第59条の2の規定により届出をした施設
		イ）アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設
		ウ）雇用保険法施行細則第116条に定める両立支援等助成金の事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設
		エ）「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
		オ）国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		家庭的保育事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であつて、第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの	小規模保育事業
		居宅訪問型保育事業
		事業所内保育事業
		病児保育事業
	第6条の3第13項	放課後児童健全育成事業（学童保育）
	第6条の3第2項	一時預かり事業
	第6条の3第7項	
学校教育法	第1条	教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定する事業	企業主導型保育事業

4-1 提出が必要な書類及び時期（在学中）

（１）貸付申請書の提出 ※様式は本会ホームページからダウンロードしてください

時期：令和7年10月31日（金）まで

- ① 保育士修学資金貸付申請書（様式第19号）

※「現住所」欄は住民票に記載の住所を記入してください。

- ② 世帯状況報告書（別紙1）

- ③ 口座情報が分かるもの（通帳の写し等）

- ④ 同一世帯全員の所得・課税証明書（別紙1添付書類） ※申請時点で最新のものを。

※所得の有無や年齢等にかかわらず、世帯全員分を提出してください。

- ⑤ 同一世帯全員の住民票 ※マイナンバーが記載されているものは不可

- ⑥ 連帯保証人の住民票 ※マイナンバーが記載されているものは不可

- ⑦ 連帯保証人の所得証明書

- ⑧ 修学意欲及び就労意欲等確認書（様式第30号）

- ⑨ 養成施設の推薦書（様式第31号）

- ⑩ 高等教育の修学支援新制度の利用意向届（様式第32号）

※⑥⑦について、連帯保証人が申請者と生計を同一にする世帯員であるため、④⑤で添付済の場合は、写しを添付することで⑥⑦の書類添付に代えることができます。

提出書類チェック表を参考にしながら、不備がないかをよく確認してから提出してください。不備がある場合は、送金時期が大幅に遅くなる場合があります。

（２）借用証書の提出

時期：貸付決定通知日受領日の翌日から10営業日後まで

- ・就職準備金等借用証書（様式第6号）

- ・本人、連帯保証人の印鑑登録証明書（貸付決定通知日以降に発行されたもの）

※¹自治体を跨ぎ転居した場合、旧居住自治体の印鑑登録は失効するため転入手続と併せて印鑑登録を行うことをお勧めします。

※²借用証書は貸付申請額（上限140万円）で作成しますが、減免制度や高等教育の修学支援新制度との併用等により自己負担額が減少した場合、実際の送金額はこれより少なくなります。この場合、貸付期間が終了時に送付する「送金完了通知」に記載された「交付済額」が実際の債務額となります。

（３）在学証明書の提出

時期：初回提出 貸付決定通知日受領日の翌日から10営業日後まで

初回以降 毎年4月1日、10月1日以降の在学証明書を各月末まで

- ・在学証明書（様式第34号）

※¹3年制以上の養成施設の場合3年次以降も半期毎に在学証明書の提出が必要です。

※²様式第34号の内容を他の提出書類で確認できる場合、在学証明書は学校独自の様式でも構いません。

（４）高等教育の修学支援新制度の減免認定状況報告書の提出

時期：当該制度に係る通知受領日の翌日から10営業日後まで

- ①高等教育の修学支援新制度の認定状況報告書（様式第33号）

※本会ホームページからダウンロードしてください。

- ②最新の認定状況に係る通知文の写し：「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」

送金は、（２）～（４）の書類を提出いただき、内容を確認した後となります。

（１）貸付申請のために必要な書類

（２）（４）貸付決定通知受領後に提出が必要な書類

(5) 借受人及び連帯保証人の状況に変更生じた場合の提出書類

時期：当該事由の発生後速やかに

- ・災害等その他やむを得ない事由により債務の返還猶予を受けたいとき（様式第8号）
- ・借受人の氏名、住所、連絡先に変更があったとき（様式第9号）
- ・修学資金の貸付を辞退するとき（様式第10号）
- ・連帯保証人の氏名、住所、連絡先に変更があったとき（様式第15号）
- ・修学資金の振込口座を変更するとき（様式第16号）
- ・借受人が死亡したとき（様式第17号）
- ・連帯保証人を変更したとき（様式第18号）
- ・就学状況に変更があったとき
退学（様式第21号）、休学・停学（様式第22号）、復学（様式第23号）
転学（様式第24号）、卒業（様式第25条）（必須）

4-2 提出が必要な書類及び時期（卒業後）

(1) 保育士登録届、保育士証の写しの提出

時期：保育士証の交付を受けた後、速やかに（5月末まで）

①保育士登録届（様式第28号）

②保育士登録済通知書 ※③が届くまでの証明として提出が必要

③保育士証の写し

※「保育士登録済通知書」は保育士証が届くまでの間、保育士登録がなされたことを暫定的に証明するものです。保育士証が届き次第、速やかに保育士証の写しを本会へ提出してください。

(2) 就業届の提出

時期：保育所等への就業後速やかに（5月末まで）

- ・就業届（様式第29号）
- ・保育所等への就業が確認できる書類
（労働条件通知書の写し、雇用契約書の写し、健康保険証の写し等）

(3) 就業状況を証明する書類の提出

時期：毎年4月末まで（返還又は免除が確定するまで、毎年の提出が必須）

- ・現況報告書（様式第26号）
- ・在職証明書（様式第27号）※業務に従事中の場合

(4) 債務の免除に必要な書類の提出

時期：債務の返還の免除条件を満たした後速やかに

- ・就職準備金等返還免除申請書（様式第7号）
- ・在職証明書（様式第27号）

(5) 借受人及び連帯保証人の状況に変更生じた場合の提出書類

時期：当該事由の発生後速やかに

- ・災害等その他やむを得ない事由により債務の返還猶予を受けたいとき（様式第8号）
- ・借受人の氏名、住所、連絡先に変更があったとき（様式第9号）
- ・修学資金の貸付を辞退するとき（様式第10号）
- ・連帯保証人の氏名、住所、連絡先に変更があったとき（様式第15号）
- ・借受人が死亡したとき（様式第17号）
- ・連帯保証人を変更したとき（様式第18号）
- ・就業状況に変更があったとき
就業先変更（様式第11号）、退職（様式第12号）、休職（様式第13号）
復職（様式第14号）

【重要】

やむを得ない事情等により書類を期限までに提出できない場合、必ず事前に県社協までご連絡ください。

5 在学中の手続きの流れ

鳥取短期大学とそれ以外の養成施設で一部手続きの流れが異なります。

また、高等教育の修学支援新制度を併用する場合、表内「☆」の手続きも必要です。

【鳥取短期大学「以外」の養成施設】

時期	鳥取県社会福祉協議会	借受人	養成施設
	【貸付申請～1年次後期分送金】		
		①貸付申請書の作成	
		②推薦書の発行依頼	③推薦書の発行
		④申請書一式を提出	
	⑤申請書の審査		
	⑥貸付決定の通知	⑦在学証明書の発行依頼 借用証書の作成・提出、 印鑑登録証明書、在学証明書 の提出	
	⑧借用証書の確認		
	⑨前期分の送金、送金通知送付		
随時	☆認定状況報告書確認 ←	☆高等教育の修学支援 ← 新制度の認定状況報告書、 様式第33号提出	☆高等教育の修学支援 新制度の認定通知
	⑩修学資金の送金		
	【2年次前期分送金】 ※3年制以上の場合、以降は最終学年前期まで同様		
		①在学証明書の発行依頼	②在学証明書の発行
		③在学証明書の提出	
	④修学資金の送金、送金通知送付		
随時	☆認定状況報告書確認 ←	☆高等教育の修学支援 ← 新制度の認定状況報告書、 様式第33号提出	☆高等教育の修学支援 新制度の認定通知

	【最終学年後期分・就職準備金送金】		
		①在学証明書の発行依頼	②在学証明書の発行
		③在学証明書の提出	
随時	☆認定状況報告書確認 ←	☆高等教育の修学支援 ← 新制度の認定状況報告書、 様式第33号提出	☆高等教育の修学支援 新制度の認定通知
	④修学資金(後期分)・就職準備金の送金)の送金		
	⑤貸付終了通知の送付		
	【卒業届】		
		①卒業届の発行依頼	②卒業届の発行
	④卒業届の受理	③卒業届の提出	

※その他、借受人及び連帯保証人の状況に変更生じた場合の提出書類及び高等教育の修学支援新制度の認定状況報告書は必要に応じ随時提出してください。

【鳥取短期大学】 (一部書類を大学が取りまとめ、県社協に提出します)

時期	鳥取県社会福祉協議会	借受人	鳥取短期大学
	【貸付申請～1年次後期分送金】		
		①貸付申請書を大学に提出	
		②推薦書の発行依頼	③推薦書の発行
	⑤申請書の審査		④申請書一式を提出
	⑥貸付決定の通知		
		⑦在学証明書の発行依頼 借用証書の作成・提出、 印鑑登録証明書、在学証明書の提出	
	⑧借用証書の確認		
	⑨入学準備金の送金		
随時	☆認定状況報告書確認 ←	☆高等教育の修学支援 ← 新制度の認定状況報告書、 様式第33号提出	☆高等教育の修学支援 新制度の認定通知
	⑩入学金、修学資金(前期分)の送金、送金通知送付		
	【2年次前期分送金】		
		①在学証明書の発行依頼	
			②在学証明書の発行、 提出
	③修学資金の送金		
随時	☆認定状況報告書確認 ←	☆高等教育の修学支援 ← 新制度の認定状況報告書、 様式第33号提出	☆高等教育の修学支援 新制度の認定通知

【2 年次後期分・就職準備金送金】			
		①在学証明書の発行依頼	②在学証明書の発行、提出
随時	☆認定状況報告書確認 ←	☆高等教育の修学支援 ← 新制度の認定状況報告書、 様式第33号提出	☆高等教育の修学支援 新制度の適格認定にお ける収入額・資産額の判 定結果通知
	③修学資金（後期分）・就職準備金 の送金）の送金		
	④貸付終了通知の送付		
【卒業届】			
		①卒業届の発行依頼	②卒業届の発行、提出
	③卒業届の受理		

※その他、借受人及び連帯保証人の状況に変更生じた場合の提出書類及び高等教育の修学支援新制度の認定状況報告書は必要に応じ随時提出してください。

6 申請書提出、問い合わせ先

区分	内容
申請受付時期	令和7年9月24日（水）から10月31日（金）まで （当日消印有効）
申請書提出先	〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部
提出書類	☐ 保育士修学資金貸付申請書（様式第19号） ☐ 世帯状況報告書（別紙1） ☐ 口座情報が分かるもの（通帳の写し等） ☐ 同一世帯全員の所得・課税証明書（申請時点で最新のもの） ※所得の有無や年齢等にかかわらず、世帯全員分を提出してください。（保護者、本人、兄弟姉妹等世帯全員分） ☐ 同一世帯全員の住民票 ☐ 連帯保証人の住民票 ※住民票はマイナンバーが記載されているものは不可 ☐ 連帯保証人の所得証明書 ☐ 修学意欲及び就労意欲等確認書（様式第30号） ☐ 推薦書（様式第31号） ☐ 高等教育の修学支援新制度の利用意向届（様式第32号）

※申請書など所定様式はホームページからダウンロードできます。

鳥取県社会福祉協議会ホームページ <https://www.tottori-wel.or.jp>

【申請書提出・問い合わせ先】

住 所：〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部

電 話：0857-59-6336 ファクシミリ：0857-59-6341

メール：jinzai@tottori-wel.or.jp

提出書類に不備がないことをよく確認してから提出してください。